

令和6年3月6日 開会
令和6年3月28日 閉会
(定例第1回)

南部町議会議録

南部町議会事務局

南部町告示第11号

令和6年第1回南部町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月19日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和6年3月6日

2. 場 所 南部町議会議場

○開会日に応招した議員

埒 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

細 田 元 教君

亀 尾 共 三君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和6年 第1回（定例）南部町議会会議録（第1日）

令和6年3月6日（水曜日）

議事日程（第1号）

令和6年3月6日 午後1時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明
- 日程第6 報告第1号 専決処分の報告について（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 日程第7 議案第1号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第8 議案第2号 令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第9 議案第3号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第4号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第5号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第6号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第7号 令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第8号 令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第9号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第10号 南部町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について

- 日程第21 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 南部町老人憩の家条例の廃止について
- 日程第24 議案第18号 令和6年度南部町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和6年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和6年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和6年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和6年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和6年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和6年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和6年度南部町病院事業会計予算
- 日程第32 議案第26号 令和6年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第33 議案第27号 南部町と鳥取県の間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第34 議案第28号 南部町と鳥取県の間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約に関する協議について
- 日程第35 議案第29号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町介護研修施設）
- 日程第36 議案第30号 公の施設の指定管理者の指定について（南部町地域農産物加工施設めぐみの里）
- 日程第37 議案第31号 区域外における公の施設の廃止に関する協議について
- 日程第38 議案第32号 財産の無償貸付について
- 日程第39 議案第33号 町道路線の認定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 施政方針の説明

- 日程第 6 報告第 1 号 専決処分の報告について（地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について）
- 日程第 7 議案第 1 号 鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議について
- 日程第 8 議案第 2 号 令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 9 議案第 3 号 令和 5 年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議案第 4 号 令和 5 年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 議案第 5 号 令和 5 年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第12 議案第 6 号 令和 5 年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第13 議案第 7 号 令和 5 年度南部町水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第14 議案第 8 号 令和 5 年度南部町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第15 議案第 9 号 令和 5 年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第10号 南部町情報公開条例等の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第13号 南部町がなばれふるさと寄付条例の一部改正について
- 日程第20 議案第14号 南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 日程第22 議案第16号 南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第17号 南部町老人憩の家条例の廃止について
- 日程第24 議案第18号 令和 6 年度南部町一般会計予算
- 日程第25 議案第19号 令和 6 年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第26 議案第20号 令和 6 年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第27 議案第21号 令和 6 年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第28 議案第22号 令和 6 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第23号 令和 6 年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第24号 令和 6 年度南部町下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第25号 令和 6 年度南部町病院事業会計予算

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	足 立 正 久君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	石 谷 麻衣子君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	美 甘 哲 也君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	渡 邊 悦 朗君	子育て支援課長	芝 田 卓 巳君
総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君	人権・社会教育課長	二 宮 伸 司君
健康福祉課長	前 田 かおり君	福祉事務所長	泉 潤 哉君
建設課長	岡 田 光 政君	産業課長	藤 原 宰君
農業委員会事務局長	亀 尾 憲 司君	監査委員	仲 田 和 男君

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 令和6年3月定例議会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の新型コロナウイルス感染症の5類への移行以来、それまで中止や規模縮小となっていた各種行事等が徐々に通常どおりに戻り始めました。令和6年こそは例年どおりの日常に戻れるとの期待を裏切るように、元日の夕方には能登半島で震度7という大地震が、翌2日には被災地に救援物資を届ける海上保安庁の輸送機と日本航空の旅客機の滑走路上で衝突死亡事故が発生するという波乱の年明けとなりました。震災や事故によりお亡くなりになられた皆様に衷心より哀悼の意をささげるとともに、被災された皆様へお見舞い申し上げ、一日も早い復旧・復興を願うところであります。

前回の12月議会から試行導入しております議会へのパソコン導入ですが、ここに来て事務局や執行部の作業の効率化や紙使用量の大幅削減など、着実な成果が表れ始めてきています。議会サイドとしても、議員自身の作業の効率化とそれによる議員活動、議会活動の高度化に向けて全議員で操作技能の向上等、一層の努力を続けていきたいと考えております。

さて、本定例会におきましては、当初予算案が9件、補正予算案が8件、条例の制定・改正案が8件、その他8件など合わせて33件の議案の審議をお願いするものです。町長の施政方針をはじめ、提出されております議案はいずれも今後の町政の根幹となる極めて重要な議案です。

議案内容につきましては後ほど町長から説明がございますが、町民の負託に応えるべく、提出されております議案等に対しまして慎重審議いただき、適正かつ妥当な議決に達することを願

い申し上げ、開会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 令和6年3月定例議会開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、令和6年第1回南部町議会定例会を招集しましたところ、御出席いただき開催できますことに御礼を申し上げます。

元日の夕刻、ゆったりとした時間が流れるはずの日本に大きな衝撃が走りました。翌2日には、災害支援に向かう海上保安庁と旅客機の航空機事故が発生し、年明けから心を揺さぶられた方も多かったと思います。能登半島地震、航空機事故で亡くなられた方々の御冥福をお祈りし、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

さて、去る2月29日に、固定資産税課税誤りについて議会に御報告し、各種報道機関を通じて町民の皆様にお知らせをしたところでございます。本議会を通じて改めて町民の皆様におわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。

まず、改めて経緯を申し上げます。令和5年12月から稼働した総合行政システムへのデータ移行、検証作業の中で、固定資産税の一部に課税誤りがあることが判明いたしました。誤りの内容は3点に分類され、38名の課税誤りがございました。

1点目でございます。これは住宅用地に対する課税標準の特例適用誤りによって一部宅地に過大課税をしていました。この対象者は15名でございます。

2点目は、雑種地に係る課税標準額の算定誤りによって一部雑種地に過大課税をしていました。この対象者は20名です。

3点目は、家屋の評価の経年減点補正率の適用誤りによって、こちらは過少課税をしていました。対象者は3名です。以上、合計38名の町内外の皆さんへの課税誤りがありました。

この課税誤りへの対応ですが、税法上の5年、さらに国家賠償法による最大20年を合わせて805万3,000円、これに資産割として徴収した国民健康保険税41万円を加え、還付並びに返金は35名、846万3,000円でございます。過少課税については、税法によって5年遡及課税が発生し、3名の方に固定資産税24万円を納税いただくこととなります。2月29日以降、担当課長と私で戸別に訪問し、おわびを申し上げ、一定の御理解をいただいたところです。一方で、町内外で還付金詐欺も横行しております。私どもが直接お会いし、連絡を取った者以外に還付金は現在のところありませんので、還付金詐欺には十分御注意いただきたいと思います。

再発防止についてでございます。今回の誤りは通常業務上の入力ミスが原因で起こっており、

改めて税務研修、入力操作研修など、職員の資質向上を図ってまいります。また、これまでも入力誤り防止のためにダブルチェックを行ってきましたが、チェック方法の再構築を図ります。そして、人為的な誤った操作が重大な事故につながらないことが何より重要ですので、システムとして機械的な課税前のエラーチェック環境を整備いたします。地方税を賦課徴収することは地方公共団体の長である町長の排他的権限であり、私の責任は重大だと認識しております。改めて議会をはじめ、町民の皆さんにおわびを申し上げ、本対応への一定の目途が立った時点で私の処分内容について議会にお諮りしたいと思います。

次に、12月議会以降の火災による消防団の出動はございませんでした。

能登半島地震災害の職員派遣の状況を申し上げます。1月5日から6日に職員2名が緊急災害支援物資を金沢市まで搬送し、JOCA職員によって輪島市に届けていただきました。その後は、鳥取県が代行支援します志賀町に職員を派遣してきました。1月18日から22日、避難所を物資集配支援として1名、教育委員会から派遣。1月26日から2月の1日、被災者健康相談として1名を健康福祉課保健師が派遣をいたしました。2月の18日から24日、これは家屋被害認定調査として企画政策課建築士が派遣になっております。1名です。現在、3月の5日から10日までの間、避難所物資集配支援として子育て支援課から1名が派遣をしております。現在決まっています今後の予定は、3月16日から22日までの間、被災者の健康相談として健康福祉課保健師1名を派遣する予定になっております。今後とも鳥取県をはじめ、関係機関と連携し、震災支援を行ってまいります。

次に、人口動態について御報告をいたします。12月1日から2月末の間に出生された方は6人、お亡くなりになった方は52人と、非常に多く亡くなっておられます。御冥福をお祈りいたしますとともに、誕生された子供たちの健やかな成長をお祈りしたいと思います。2月末現在の人口は1万240人でございました。高齢化率は38.77%、2月末現在の今年度の出生者は36人でございます。前年同期と比較しますと、前年人口が1万335人でございますので、95人の減、前年高齢化率は38.47%でしたので、0.3%の増加、出生数は39人でございましたので、3人の減ということになります。

本定例会におきましては、令和5年度一般会計補正予算、令和6年度一般会計予算、条例関係など33議案を提案させていただきます。いずれの議案につきましても、町政の推進に必要なものばかりでございますので、全議案とも御賛同いただき、御承認を賜りますようお願いを申し上げ、御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

午後 1 時 0 0 分開会

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 6 年第 1 回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

2 番、加藤学君、3 番、荊尾芳之君。

日程第 2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、23 日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、23 日間と決定いたしました。

日程第 3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 4 諸般の報告

○議長（景山 浩君） 日程第 4、諸般の報告を行います。

初めに、議長より報告いたします。

まず、西部広域行政管理組合議会臨時会の報告をいたします。

去る 1 月 30 日に、西部広域行政管理組合議会臨時会が開催されました。

当日は 3 件の議案が提案されております。

まず、議案第 15 号として、前回会議で決算審査特別委員会に付託されておりました令和 4 年度一般会計の決算認定について、次に専決処分が行われていた補正予算である議案第 1 号及び同

じく補正予算の議案第2号が上程されました。議案第1号は、人事院勧告に基づく3,800万円余りの給与差額の支給に関する予算であり、議案第2号は、最終処分場委託費や消防署南部出張所庁舎大規模修繕事業費の減額、人件費の増額等、1億4,400万円余りの減額補正でありました。いずれの議案も全会一致で認定及び可決されております。

次に、町政に対する要望事項の要望会及び回答会の報告をいたします。

南部町政に対する議会としての要望会を1月10日に、そして回答会が2月15日にそれぞれ開催されました。

議会側から執行部に対して、人口減少対策、農業対策、公共施設の整理、町道対策、人権対策、保育園の運営、環境対策、中学校制服と学校給食費負担軽減、健康診査の9項目にわたる要望を行い、それぞれについて回答がありました。いずれの項目も南部町の将来や町民生活にとって重要な案件であり、一般質問等を通じて施策の進捗状況確認や改善提案など、継続的に働きかけを行っていくことを確認しております。

次に、鳥取県町村議会議長会定期総会及び表彰式の報告をいたします。

2月16日に、鳥取県町村議会議長会定期総会並びに表彰式が鳥取市において開催されました。

令和6年2月15日までの半期の会務報告に続いて、総額2,900万円余りの令和6年度予算案、平等割15%、議員数割15%、人口割70%の計算方法による議長会会費の分賦方法の2議案が上程され、両議案とも全会一致で可決されました。

続いて、自治功労者表彰式が行われ、当南部町関係では広報コンクールの部門賞である最優秀写真賞になんぶ議会だより第73号が選出され、また、全国町村議会議長会表彰の伝達として板井隆副議長が15年以上の在籍功労で表彰をお受けになりました。板井隆副議長並びに広報委員会の皆様の御労苦に心から敬意を表するものであります。おめでとうございます。

最後に、西部広域行政管理組合議会定例会の報告をいたします。

2月21日、西部広域行政管理組合議会定例会が開催されました。

当日は、議案第3号から7号の5件の議案が上程されております。

議案第3号は、議員その他特別職の職員の報酬に関する条例改正案で、米子市長の給与の引上げを踏まえ、議長や議員、監査委員、そして管理者及び副管理者の報酬を引き上げるもので、全会一致で可決されております。

議案第4号は、地方自治法の一部改正に伴う会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正案でありました。改正内容は、新たに勤勉手当を支給すること、1時間当たりの給与額や報酬額算出の計算方法の改正であり、全会一致で可決されました。

議案第 5 号は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う消防手数料条例の一部改正で、内容は、災害発生時の手数料の猶予や免状の権限者を消防局長から管理者に変更することと、浮き屋根式特定屋外危険物貯蔵タンク設置許可の申請に係る審査についての手数料の引上げ改正で、全会一致で本案も可決されております。

議案第 6 号は、自己都合退職者 2 名の発生による退職手当支払いのための退職積立基金から 1 億 6 千 4 万 5 千 0 百 0 円を繰り入れる補正予算であり、本案も全会一致で可決となっております。

議案第 7 号は、歳入歳出総額 5 億 3 千 9 百 0 万円余りの令和 6 年度一般会計予算案でありました。

予算内容としては、歳出で退職手当 6 億 8 千 0 0 万円余りや退職積立基金 3 億 3 千 2 百 0 万円余りが増加する一方、濃縮水処理施設建設費貸付け 5 億 9 百 0 0 万円余りや、大山消防署及び南部出張所の大規模改修 4 億 4 千 7 百 0 0 万円余り、消防車両の更新 2 億 1 千 9 百 0 0 万円余りが減額されたほか、予算規模は対前年度比 7 億 5 千 8 百 0 0 万円余り、13.1%の減額となっております。また、市町村負担金は 3 億 4 千 3 百 0 0 万円余り減少し、当南部町の負担金も 1 億 8 百 0 0 万円余り減少した 6 億 6 千 8 百 0 0 万円余りとなっております。予算審査特別委員会の審査を経て本会議で全会一致で可決されました。

本会議に併せて民生環境常任委員会及びごみ処理施設等調査特別委員会が開催され、民生環境常任委員会では令和 14 年度から現在米子浄化場で処理を行っているし尿等を米子市下水道施設での連携処理とするための検討状況等の報告がありました。

また、ごみ処理施設等調査特別委員会においては、本組合が一般廃棄物の最終処分を委託している第 2 処分場に隣接して、鳥取県環境管理事業センターが計画している産業廃棄物管理型最終処分場の建設に係る施設の利用や移設に関する覚書の説明がございました。

以上で議長からの諸般の報告は終わります。

なお、詳細につきましては会議資料等を議会事務局において閲覧に供しておりますので、御覧ください。

次に、議員からの報告を受けます。

まず、南部箕蚊屋広域連合議会定例会の報告をお願いします。

荊尾芳之君。

○南部箕蚊屋広域連合議会議員（荊尾 芳之君） 3 番、荊尾芳之です。南部箕蚊屋広域連合議会 2 月定例会の報告をいたします。

去る 2 月 20 日、令和 6 年第 1 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会が開催され、介護保険条例の

一部改正、審査会事務を県に委託することに関連した条例の一部改正、規約に関する協議のほか、令和５年度一般会計補正予算、介護保険事業特別会計補正予算並びに令和６年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算など１１議案が提案され、可決されました。

令和５年度補正予算は、一般会計で歳入歳出それぞれ１，０９５万円減額し、歳入歳出予算総額を５億６，３８２万円としています。

介護保険事業特別会計では、歳入歳出それぞれ１，３７８万９，０００円を減額し、歳入歳出予算総額を３４億１，５８１万円としています。

両会計とも主に実績見込みによる補正です。

令和６年度一般会計予算は、歳入歳出予算総額を５億５００万円とし、前年度に比べて２，５００万円、４．７％の減額予算であります。保険給付費等に係る特別会計繰出金等が減額となっています。

介護保険事業特別会計は、歳入歳出総額３１億円で、前年度に比べて６，６００万円、２．１％の減額予算であります。第９期介護保険事業計画に基づく給付費及び地域支援事業費を含むほか、介護予防等の取組に資する保健福祉事業費等が計上されています。

介護保険条例の一部改正では、第９期介護保険事業計画の策定に伴い、保険料率等の変更を行う改正案が提案され、基準額を第８期と比較して２，１００円減、年額６万７，５００円とし、各所得段階の保険料率の変更を行うほか、所得段階を国の基準に合わせ１３段階化する変更などが行われました。

なお、提出されました議案につきましては議会事務局で閲覧できますので、詳細につきましてはそちらで御確認ください。

以上、南部箕蚊屋広域連合議会の報告とします。

○議長（景山 浩君） 続いて、南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会定例会の報告を受けます。
白川立真君。

○南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会議員（白川 立真君） 南部町・伯耆町清掃施設管理組合議会について報告をいたします。

去る１２月４日に臨時議会、２月１３日に定例議会が開催されました。

１２月４日の臨時議会に提出された議案は、令和５年度補正予算（第２号）の１議案です。事院勧告による人件費予算の組替えと、設備の緊急修繕に係る債務負担行為の補正です。限度額は２，６６７万５，０００円で、期間は令和５年度から令和６年度までですが、伝熱管の作製には６か月以上必要となるため、債務負担行為になっております。緊急修繕工事の完成は令和６年度

中、予算計上は令和6年度で行うとのことでした。こちらは全会一致で可決されました。

次に、2月13日の定例議会に提出された議案は、情報公開条例等の一部改正、鳥取県との間における個人情報の保護に関する法律に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定めることの協議、鳥取県との間における情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく合議制の機関に係る事務の委託に関する規約を定めることの協議、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議、令和6年度予算の5議案です。

条例の一部改正と2つの規約の協議、審査会共同設置の廃止協議については、令和4年度県町村会要望にて、情報公開・議会の個人情報についての審査会事務を県に委託できないか要望しており、県が事務内容の整理・検討を行った結果、令和6年度から事務受託可能と回答があったので、事務委託の規約についての協議、現在共同設置している鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を廃止する協議をし、それに伴う各条例の鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会という名称の変更が必要となるため、条例の一部改正をするものです。

条例の一部改正は、情報公開条例、個人情報保護法施行条例、議会個人情報保護条例の3つの条例に定める審査会に係る事務処理を県に委託することに伴い、審査会の名称を変更するものです。

規約の協議については、県西部町村会で共同設置している情報公開・個人情報保護審査会で行っている事務を、令和6年度から県に事務委託するための規約を定めるものであり、個人情報保護法に基づく規約と情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づく規約の2つの規約を定めることについての協議です。

審査会共同設置の廃止協議については、個人情報の保護に関する法律、情報公開条例及び議会個人情報保護条例に基づき設置している合議制の機関の事務を令和6年度から県に委託するため、県西部町村会での共同設置を廃止することに関し関係町村等と協議することです。この4議案については全会一致で可決されました。

次に、令和6年度当初予算は、歳入歳出それぞれ2億5,800万円で、前年度比較4,000万円の増となりました。

2町の6年度負担金は、南部町が1億791万9,050円、伯耆町が1億1,321万2,950円で、総額2億2,113万2,000円、前年度と比べ3,916万9,000円の増となっています。増額要因は、設備修繕に係る修繕料の増額と、修繕工事による焼却炉の停止に係る可燃ごみ収集運搬処理費の増額によるものが主です。歳入は、ごみ袋などの売上実績による雑入の増加を見込んでいます。

可燃ごみの搬入量としては、全体で約 4, 1 8 4 トン、昨年と比較すると約 6 8 トン減となりました。事業所搬入量は約 5 0 トン増加しましたが、収集量、個人搬入量については約 6 0 トン減少となりました。

町別搬入量については、南部町は約 2, 0 3 6 トン、前年と比較すると約 9 トンの減、伯耆町は約 2, 1 4 8 トン、前年と比較すると約 5 9 トンの減でした。この伯耆町の減については、伯耆町公共の紙おむつを外したことによる減少との説明でした。

ごみの搬入量は減少傾向でしたが、これからも積極的に分別やリサイクルに取り組んでいく必要があると考えます。この令和 6 年度予算については、全会一致で原案のとおり可決されました。

議案書は事務局に供しておりますので、閲覧のほど、よろしくお願いいたします。以上、報告といたします。

○議長（景山 浩君） 続いて、鳥取県後期高齢者医療広域連合議会定例会の報告を求めます。

細田元教君。

○鳥取県後期高齢者医療広域連合議会議員（細田 元教君） 1 1 番、細田です。去る 2 月 9 日、湯梨浜町でありました鳥取県後期高齢者医療広域連合定例会の御報告をいたします。

後期高齢者医療制度においては、被保険者数の増加や医療の高度化、長寿命化により医療費総額の増加が続いており、今後、被保険者数は 2 0 2 5 年にいわゆる団塊世代が全て後期高齢者となり、2 0 3 0 年にピークを迎えることが予想されています。

こうした中、令和 5 年 5 月 1 9 日公布された全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律により、令和 6 年度から新たに後期高齢者医療制度においても出産育児一時金に係る費用の一部を支援する制度の導入や、現役世代と後期高齢者の保険料負担割合の見直しが行われました。

連合といたしましても、保険制度見直しの内容について被保険者の皆様へ丁寧な周知や広報に努めるとともに、現在策定中の令和 6 年度からの第 3 期保健事業実施計画の推進に当たり、引き続き市町村や県、関係医療機関と連携し、より効果的・効率的に保健事業や医療費の適正化に取り組み、後期高齢者医療制度を持続可能な制度にする安定的な運営と、被保険者の皆さんの健康維持・増進に努めてまいります。

それでは、議案について説明いたします。

議案第 1 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員に関する条例の一部改正についてですが、これは令和 5 年 8 月の人事院勧告に基づいた県内地方公共団体の会計年度任用職員の期末手当の支給割合の引上げの状況に鑑み、当広域連合においても年間の支給割合を 0. 1 月分

引き上げるとともに、地方自治法の一部改正により令和6年度から会計年度任用職員に支給が可能となった勤勉手当の県内地方公共団体の支給状況を鑑み、当連合においても勤勉手当を支給するという内容でございます。

議案第2号につきましては、鳥取県後期高齢者医療広域連合高齢者医療に関する条例の一部改正についてです。これは医療給付費の見込みに基づき保険料率を2年ごとに見直しを行うことになっており、今回は令和6年度及び令和7年度における保険料率を定めるものです。

今回の改正では、被保険者数や医療給付費の増により保険料率を増加せざるを得ない中、医療給付費準備基金から2か年で8億円を繰り入れることで、可能な限り被保険者の皆さんの御負担を抑え、令和6年度及び令和7年度の保険料については、所得割率を現行の100分の9.10から100分の10.64、1.54%増、均等割額を現行の4万7,436円から5万2,138円、4,702円の増に改定するものでございます。

また、保険料の賦課限度額につきましては、現行の66万円から80万円に改定し、ただし、医療の所得割率と賦課限度額については、令和6年度に激変緩和措置がされております。

また、出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者医療制度で支援するため、支援金額等を保険料の賦課総額に加算し、低所得者に対する保険料の軽減措置に係る所得判定基準についても5割軽減世帯、それと2割軽減世帯には増額に改めることになっております。

申し遅れましたが、1号議案は全会一致で可決されました。第2号議案については賛成多数で可決されました。この医療給付費準備基金から8億円を繰り入れました関係で、あと残が2億円しかございません。ほとんどつぎ込んで保険料の抑制を図ってまいりました。

議案第3号は、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）です。これは歳入歳出それぞれ40万円減額して、総額6,160万9,000円とするものです。これは市町村の派遣職員の給与の負担ですが、決算に基づくものでございます。

議案第4号は、令和5年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。歳入歳出それぞれ4億623万1,000円を増額し、歳入歳出総額878億9,383万9,000円とするものです。

主な内容は、広域連合の電算システムの機器更新等でございます。あとは不用額等を減額したもので、決算見込みに基づくものでございます。それぞれ全会一致で可決されました。

議案第5号、令和6年度鳥取県後期高齢者医療広域連合一般会計予算です。一般会計につきましては予算総額6,914万4,000円、前年度比111.51%、713万5,000円の増額になりました。主な理由は、令和6年10月から有料となる指定金融機関への公金振込手数料

料の増の計上。

歳入の主なものは、分担金、負担金、市町村からの負担金 6,864 万 2,000 円です。

歳出の主なものは、議会費と広域連合を運営する経費 6,762 万 9,000 円でございます。
一般会計については全会一致で可決されました。

議案第 6 号の令和 6 年度鳥取県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算です。これにつきましては予算総額 899 億 8,819 万円、前年度に比較して 105.04%、43 億 1,736 万 1,000 円の増額となりました。理由は、被保険者数や医療給付費の動向から見込み、推計した保険給付費の増額及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業によって、昨年度より実施した 3 町村増やしたものと、県内全ての市町村で取り組む予定となったために増額いたしました。支払基金拠出金として出産育児支援金の新規計上によるものでございます。これを計算いたしましたら一人頭約 700 円の増額となります。

歳入の主なものは、市町村支出金で市町村の療養給付費の定率負担金など 167 億円ぐらい、国庫支出金、国の療養給付費定率負担金、調整交付金等として 305 億 8,678 万 5,000 円です。

一番歳出で大きなものはもちろん医療給付費の保険給付費ですが、これが経費、高額療養費、葬祭費、総額で 888 億 6,691 万円でございます。それらを込めて出産育児一時金の支援金が全部で 6,479 万 9,000 円でございます。

採決の結果、賛成多数でこれは可決いたしました。以上、報告を終わります。

○議長（景山 浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第 5 施政方針の説明

○議長（景山 浩君） 日程第 5、施政方針の説明。

町長から施政方針の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 令和 6 年 3 月南部町議会定例会付議案件に係る提案理由説明を行います。

本日ここに、令和 6 年度の予算案及び諸議案を提出するに当たり、町政運営に対する所信の一端と諸施策の概要を申し上げ、議会をはじめ町民の皆様の御理解を賜りたいと存じます。

初めに。厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所は、2020 年の国勢調査の結果を基に、2100 年には 6,300 万人に人口は減少すると推計しています。今年 1 月 9 日、民間有識者らでつくる人口戦略会議は、成長力を維持できる 8,000 万人国家を目指すべきだとする提言、

人口ビジョン2100を岸田内閣に手渡しました。岸田内閣では、少子化の反転攻勢を狙う次元の異なる少子化対策を実現するため、昨年12月22日にこども大綱とこども未来戦略を示しました。しかし、その施策の成果が表れるのは少なくとも20年、30年以上先のことです。人口動態予測はほぼ外れませんので、私たち地方自治体は、人口減少は確実にやってくる近未来であることを受け入れ、人口減少、少子化、つまり高齢者社会を前提として、今住んでいるこの地域にいかにして住み続けることができるのか、の施策を模索していかなければなりません。

今年1月1日に発生した能登半島地震では、被災地の珠洲市は高齢化率51.6%、輪島市は46.0%と高齢化が進んだ地域であり、住宅の耐震化が進んでいなかったことが被害を大きくしたと言われています。もう何年生きられるか分からない、後に住み続ける家族もない、だから改修のインセンティブが働かない。深刻な問題です。振り返って南部町を見ますと、鳥取県西部地震が発生した平成12年の高齢化率は25.8%でしたが、令和6年1月の高齢化率は39%と進んでいます。南さいはく地区は51.3%、法勝寺地区は42.7%となっており、他人事ではありません。防災に限らず、地域の実情に応じた行政施策の展開を急ぐ必要があると再認識させられました。

昨年当初に流れた東部でのスーパーマーケットの撤退のニュースは、昨年のうちに中部、西部での撤退に広がる出来事となりました。長きにわたるデフレ、ゼロ成長、コロナ禍等により日本の国力は低下しており、その影響は人口減少、過疎化が進む地方においていち早く表れてきます。昨年からの賃金は上昇したものの物価上昇に追いつかず、実質賃金は20か月連続でマイナスとなっており、住民の暮らしは厳しくなるばかりです。また、ロシアによるウクライナ侵攻やイスラエル・ガザ戦争など、収束の気配も見えない国際紛争、さらに台湾有事の懸念やミサイルを発射し続ける北朝鮮の脅威と、世界を取り巻く情勢は不安定要素にあふれております。

そうした中でも、私たち地方自治体は地域住民の生活や暮らしを守るための防衛策を講じなければなりません。他人任せでは地域生活に欠かせない商店、病院、交通などは守れませんが、逆に言えば自分たちで守るという強い意志があれば守ることも可能だと考えます。そのことをメッセージとして伝え、南部町は循環型の地域経済の構築に努めてまいります。

さて、私が令和2年10月に2期目の町長に就任してから3年4か月が経過し、いよいよ来月には任期の最終年度を迎えることになります。2期目の立候補に当たっては、保育園統合建て替えを視野に入れた子育て環境の整備を進めると掲げておりましたが、つくし保育園とさくら保育園を統合し、天萬地区内に新たな保育園を建設するという方向性をお示しし、さきの12月議会で用地測量等、調査に係る費用を予算として御承認いただきました。議会をはじめ、御尽力をい

ただいた多くの町民の皆様にご感謝申し上げます、一日も早く新園が開園できるよう取り組んでまいります。

私は3つのC、つなぐ *connect*、変える *change*、挑戦する *challenge* を政策理念とし、南部町の持つ自然や文化など、恵まれた環境を次世代につなぐことが重要だと申し上げてきました。全ての人が生き生きと暮らせる町とは、地域共生社会の進化にはほかならないと考えます。人口減少社会の中で、これまで進めてきた7つの地域振興協議会を中心にした多極ネットワーク型のまちづくりはさらに重要になってまいります。社会福祉協議会など関係機関と連携し、住み慣れた地域で安心して日常生活を営み、人と人とのつながりを大切にしながら参加できる地域共生社会の実現を目指し、将来世代に責任が持てる次世代に誇れるなんぶ暮らしの創造に全力で挑戦してまいります。

それでは、令和6年度の町政運営に当たっての方針として次の点を申し上げます。

1点目は、南部町第2次総合計画の前半の課題の洗い出しと後半の事業展開について申し上げます。

令和元年度に策定した南部町第2次総合計画は、令和6年度が計画の折り返しとなります。令和2年2月に始まった新型コロナウイルスの感染症の影響を受け、十分な取組ができていないものもありますので、前半を総括し、あぶり出した課題に対して今後取り組んでまいります。

現時点で申しますと、デジタル化については総合計画策定当初には盛り込まれておりませんが、別途、施策の柱として位置づけ、重点的に取り組んでまいります。また、これまで南部町では、子供が健やかに育つ環境づくりとして子育て施策に取り組んでまいりましたが、国においては、こどもまんなか社会の実現に向けて施策を総合的に推進するために、これまで別に定めていた少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化したこども大綱を策定されました。南部町としましても、これまでの施策の再点検を行うとともに、南部町のこどもまんなか施策について関係課の連携を強化して取り組んでまいります。

町民委員会からは、町では多くの施策が実施されているが、町民に届いていないのではないか、もっと周知するべきだという御意見をいただいております。スマートフォンやタブレットのLINEから各種手続きができるテノヒラ役場や、ユーチューブなどのデジタル媒体や紙媒体、なんぶSANチャンネルを通じた情報発信などをうまく活用して、必要な情報を必要とする人に届けられるようにしてまいります。

2点目は、事業の整理統合について申し上げます。

冒頭申し上げました必ずやってくる人口減少社会を前提としますと、ヒト・モノ・カネの資源

をどのように配分していくのかが行政マネジメントとしてますます重要になってきます。南部町では人口減少による人手不足に対応するため、デジタル技術を活用し、住民の利便性を向上させる、業務を効率化し人的資源で行政サービスを向上させる取組を推進しています。これまでの町内全域の光ファイバー網整備、押印の廃止、電子申請の推進、テノヒラ役場の導入、職員間の情報連携手段としてChat Luckの活用などにより役場の在り方、職員の働き方を変える環境が少しずつ整ってきました。今後はリモートワーク環境をさらに整備し、地域に出かける職員の実現を加速させてまいります。

一方で、公共施設については個別施設整備計画を策定しており、複合施設キナルなんぶのオープン、老人憩の家の地域への譲渡、つくし保育園とさくら保育園の統合移転のめどが立つなどの進展がありますが、全体的には施設の統廃合、利活用等、在り方の検討は進んでいないのが現状です。また、補助金事業の整理・縮小についても、今後、議会をはじめ地域の皆様と痛みの伴う話を詰めていかなければなりません。

3点目は、未来への投資について申し上げます。

昨年の施政方針でも未来の投資について申し上げました。子供たち、若い世代が希望を持てる南部町を目指して、子育て支援センターネウボラを中心に据え子育て支援の充実、国の動きを注視した2050年二酸化炭素排出実質ゼロ宣言の取組の推進、リモートワーク、ワーケーションの環境を整備しプロモーション活動に注力、一年中フルーツが楽しめる南部町として地域振興を図る、フルーツロード構想に着手という趣旨を述べましたが、基本的な考えに変わりはありません。各施策が成果を出せるように取組を加速させてまいります。

この結果、南部町の令和6年度一般会計当初予算規模81億5,300万円となり、対前年比5.2%増となります。

それでは、五つの挑戦、1なんぶ創生、2子育て環境の充実と人材育成、3健康長寿のまちづくり、4共生と防災のまちづくり、5行財政改革の実現に向けた重点的な取組を推進してまいります。

1つ目は、なんぶ創生への挑戦です。

令和元年度に策定した第2期なんぶ創生総合戦略は、現在、基本事業12事業、55施策を掲げ、持続可能な南部町の実現に取り組むこととしております。

まず、情報通信基盤整備については、令和2年度に着手した光ファイバーケーブルの整備は御家庭への引込み工事が完了し、令和5年12月末時点のケーブルテレビの加入率91.62%、中海テレビのインターネット加入率40.50%となっております。

スマートフォンやタブレットのLINEを住民とつながるツールとして活用できるテノヒラ役場を昨年7月に導入しましたが、3月5日現在で登録者は2,073人となっております。テノヒラ役場では現在、水道の開閉栓の申請、ごみの分別チャットボット、ごみの収集日のお知らせをしてくれるごみのリマインダー機能、西伯小学校と会見小学校の欠席連絡、所得課税証明書、独身証明書、身分証明書、住民票の写しの証明書申請、道路の損壊状況やごみの不法投棄連絡、国保の加入・脱退、本人通知制度登録、スマホ教室の予約、役場への意見・質問投稿、パブリックコメントなどの手続きができるようになっておりますが、今後も人間ドックの予約や会見第二小学校と中学校の欠席連絡など、随時利用できる内容を拡大してまいります。

昨年12月に行った南部町デジタル推進に関するアンケートでは、157名の方から回答いただきました。南部町のデジタル化について、非常に満足・やや満足と回答された方の割合が44%、普通と回答された方の割合が53%でしたので、満足度が高まるように努めてまいります。なお、アンケート回答者のうち、60歳以上の方が39%あり、70代以上の方の満足度が約60%と高く、高齢者の方へもデジタルが浸透してきていると言えます。大変好評の高速通信設備を搭載したコネクテッドカー、どこでもなんぶ号を活用したスマホ教室が貢献しているものと思われる。

また、高校生や青年団の若者がシニア向けスマホ教室の講師として活動するデジタルリーダーとしごとコンビニを組み合わせ実施したところ、高齢者の方にも若者にも喜ばれるよい取組となっております。

令和3年度に取組を始めた第2期生涯活躍のまち基本計画の全世代・全員活躍のまち南部町の取組については、まちづくり会社なんぶ里山デザイン機構が行っている空き家の借り上げは、事業として持続可能な物件数は50件程度と試算しておりますが、令和6年1月末時点の物件数は47件で、うち40件を活用しており、39世帯、117人の入居、1件は店舗等の活用を検討、残り7件がマッチングなどの対応中です。

空き家をもたらす多様な問題に対して総合的かつ計画的に対応することを目的に、令和5年度町内全域にわたっての空き家調査を実施し、外観調査によりますが、284件の空き家が存在することが判明しています。この調査を基に南部町空き家等対策計画を策定いたしました。この計画を策定したことにより、空き家の解体にも支援制度が活用できるなど住宅政策に広がりができますので、具体的な事業化に向けて検討を進めてまいります。

また、令和4年度に本格始動したしごとコンビニの取組は、令和6年1月末現在、登録者数147人、受託事業者数13社、個人受託2件、マッチング実績77件となっております。課題と

して、企業の業務の一部を切り出し、しごとコンビニ登録者への委託業務としてマッチングすることが十分できていませんでしたが、今年度、担当社員の採用と地域活性化起業人を受け入れて取組が強化されました。その結果、委託収益が前年比204%と増加していますので、令和6年度も引き続き登録者とコミュニケーションを深めながらマッチングを行います。

次に、誰もが居場所と役割を持つコミュニティづくりとしての拠点についてですが、町のハブ拠点キナルなんぶでは今年度に50万人プロジェクトを開催して、11月に50万人を達成しました。次は100万人プロジェクトにつなげたいと思います。この集客力でエリア間に新たな人の流れが生まれるように、サテライト拠点でま里、えんがーの富有、いくらの郷、かまくら山荘、JOC Aのごちゃまぜ交流拠点である法勝寺温泉へ、ふれあいバクシーを利用して拠点巡りツアーを開催するなど、企画したいと考えています。拠点エリアと各サテライトエリアで、それぞれの特性を生かした取組により町内外の多様な人々の交流を促進し、地域活性化の取組がさらに広がることを期待しています。

町内の誘致企業18社の令和5年4月時点の雇用者の総数は1,492人で、うち町内からの雇用数は327人、21.9%、外国人雇用者数は78人となっています。

国のデジタル田園都市国家構想推進交付金に採択され、サテライトオフィス、コワーキングスペースとして改修した緑水湖にある研修館、そしてワーケーションをターゲットとして改修したコテージですが、両施設を利用して令和4年、5年にモニターツアーを実施し、延べ18社44人に御参加いただき、交流会を開催しての意見交換や施設に対する御提案をいただきました。企業研修として利用につながるように鋭意PR中ですので、モニターツアーに参加いただいた企業とのつながりを大切に、企業研修、ワーケーションのプロモーションを継続するとともに、株式会社緑水園と連携し、品質向上に努めてまいります。

冒頭でも申し上げましたが、地域の生活を守るには、ヒト・モノ・カネの地域内循環を生み出すことが必要と考え、それを展開するための仕掛け、ツールとしてローカル電子マネーたすかーどを令和5年11月に導入しました。令和6年2月15日現在で、カード発行者数が1万415人、カード利用者数は9,576人で、カード利用率は92%となっています。

次に、スペシャルポイントの発行実績は1億340万1,500円で、利用実績が8,682万3,832円で、ポイント利用率は84%となっています。なお、現金チャージ額3,184万9,000円となっております。

ローカル電子マネーたすかーどの利用用途は単なる決済手段という枠組みを超えて、行政が実施している給付金や子育てポイント、健康ポイント、ボランティアポイントなどの様々な施策に

活用することで、地域内経済循環はもとより、住民の行動変容や地域コミュニティの活性化も期待し、取り組んでまいります。

南部町の地域振興協議会は、人口減少社会にあって地域のことを地域住民が解決する仕掛けの先駆けでした。平成19年の設立から16年を経過し、今後加速する人口減少と高齢化に直面する地域社会において地域振興協議会の存在はますます重要になりますが、現在、多くの協議会が事業のマンネリ化や役員の成り手不足、地域住民の参加者の減少などの現状に悩んでおられます。昨年、島根大学教育学部の作野広和教授の力をお借りし、地域振興協議会の改革に向けた取組をスタートしました。今後時間をかけて10年後の地域のあるべき姿を議論し、いつまでも住み続けられる地域を持続させられるよう取り組んでまいります。

2つ目は、子育て環境の充実と人材育成への挑戦です。

まず、本町では自立・共生・参画をキーワードに、コミュニティ・スクールを土台とした学校教育と、県内随一の行動力を有する社会教育の融合を図りながら、グローバルな世界も視野に入れつつ、予測不可能な未来に対応できる人づくりに努めてまいります。

教育は人づくり・まちづくりの基盤であることも鑑み、本年1月に改訂した第Ⅲ期南部町教育振興基本計画をホームページに掲載するなど、町民の皆様にも周知を図り、社会全体の幸せでもあるウェルビーイングの理念の実現を目指してまいります。

具体的には、今年度より県の少人数学級を前倒しし、小学校の30人学級を全学年で実施します。これにより、よりきめ細やかな指導・支援を充実させ、喫緊の課題である学力向上や不登校対策につなげてまいります。

加えて、様々な学習場面において、①主体的・協働的に学びに向かう力の育成、②目的に応じ、主体的に読む力の育成、③自分の考え、理由、根拠を明確にした上で多様かつ適切に表現する力の育成、以上3点を重点に進めてまいります。

次に、不登校については、全国と同様に出現率の高止まりとともに、出現年齢の低年齢化、背景の複雑化・深刻化が見られます。学習機会の保障として、さくらんぼのような教室以外の居場所づくりやカウンセリング、ICTを活用したリモート接続による学校とのつながりの強化等、それぞれの子供や家庭に寄り添った対応を充実させていきます。

また、昨年12月に開催した全国コミュニティ・スクール研究大会を一つの契機に、平成18年度から順次導入してきた本町のコミュニティ・スクールの成果と課題を整理した上で、学校、家庭、地域が協働して子供たちを育む活動の充実を図ってまいります。

さらに、全国的な動きとなっている学校部活動の地域移行については、南部町部活動あり方検

討委員会を設置し、本町の実情に応じた学校部活動、地域クラブ等の今後の方向性について協議を重ねてまいりました。令和８年度の完全移行を目指し、学校を含む町全体での受皿づくりに、総合型地域スポーツクラブや文化活動関係団体等と連携して取り組みます。そして、中学校卒業後も生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる環境を整備してまいります。

社会教育においては、人権を意識した環境づくりが人権文化のまち南部町につながるとの認識をベースに各種事業を展開しています。

まず、家庭教育支援にあっては、小学校入学前から直接御家庭を訪問して、子育て全般、あるいは入学に向けての悩みや不安を伺い、その内容によっては関係機関につないでいくアウトリーチ型の戸別家庭訪問を実施しています。令和６年度からは訪問支援員として主任児童委員にも加わってもらうなど、教育と福祉の連携をさらに加速させてまいります。

次に、新☆青年団及び高校生サークルほか若者の自立活動支援については、昨年６月から地域おこし協力隊を配置し、注力しています。活動の中では、公的な競争的資金を獲得して新たな活動の場とともに、仲間を獲得する現在の好循環を基盤とした物心両面からの自立支援は、南部町の活力や魅力を町内外に広く発信することにもつながっています。

また、本年１０月には、ねんりんピックはばたけ鳥取２０２４が開催予定であり、全国からの参加者の皆様に南部町を知ってもらう好機会と捉えているところです。

こうしたウイングの広い社会教育事業の実施に加えて、社会教育機能、図書館機能、南部町の自然や文化を体感できる機能を備えた複合施設キナルなんぶも有効活用して、多世代が多目的に交流し、人生を豊かにできる南部町の実現を目指してまいります。

平成２６年度から取り組んでいる少子化対策事業も、令和５年度からは第４期の取組となりました。

平成２６年度の出生数は６０人でしたが、その後、年度によっては増減はあるものの減少傾向であり、令和５年度は４３人の見込みです。一方、小学校の入学者数は、平成２６年度は８０人で、同じく増減はあるもののおおむね横ばいか微減で推移しており、令和５年度は８２人でした。中学卒業者数もおおむね横ばいか微減で、平成２６年度は９０人、令和５年度は８０人となっており、出生数は減少していますが、子育て世代の転入は健闘していると言えます。

これまでの取組により転入者や町外の方からも、子育て支援策が充実している南部町と言われるようになっておりますが、妊娠から出産・育児まで伴走型で支援するネウボラの取組は利用者の満足度も高く、特に令和５年度から始めた乳児紙おむつ支援事業は、定期的に母親・乳児と対面する機会となり、日々の子育て状況の確認や悩みを聞き取るなど、子育て不安解消等に役立っ

ております。本年度の重点課題としては、子育て支援策が充実している南部町の子育て環境を広く知っていただくための発信力を強化する取組が必要であると考えており、紙おむつ事業のような南部町独自の取組を体系的に整理し、町外に向けてうまく伝わるよう発信を強化いたします。

また国は、こどもまんなか社会の実現を目指しており、子育てのセーフティーネットをより強いものとするために、母子保健と児童福祉の機能を強化する組織見直しとして児童福祉法が改正され、全ての妊産婦、子育て世帯、子供への一体的な相談支援を行う機能を有する機関、こども家庭センターの設置が義務づけとなりますので、開設に向けて準備を進めてまいります。

未婚の25歳から34歳の男女の結婚しない理由第1位は、適当な相手が見つからないことから、今年度に開始した鳥取県が運営するマッチングサイト、えんトリーの登録料の助成を来年度も継続するほか、登録に必要となる独身証明書の取得の手間を軽減するため、テクノピア役場で取得申請ができるようにし、婚活を支援いたします。また、令和4年版少子化社会対策白書によりますと、夫婦に尋ねた理想的な子供の数は2.32人、夫婦の完結出生児数は1.94人と乖離しており、出生数を増やすには理想の子供数を持つことができるように支援することが有効であると考え、新たに多子世帯への支援として小・中学校に同時に3人以上在籍する第3子以降の給食費を無償化いたします。また、家庭の負担が大きくなる中学校入学時に新たな祝い金として全新生の保護者に2万円分のポイントを給付いたします。

つくし、さくら保育園統合については、新園の建設候補地として、防災面、保育環境面、アクセス、経費など、様々な角度から総合的に判断して天萬地区を提案させていただきました。少し高台にあり、浸水被害の心配がなく、周りに山や田んぼ、お寺や神社などの保育資源にも恵まれ、なおかつ人家にも近い保育によい環境であり、地元集落からも好意的な御意見をいただいております。新年度は整備に必要な法手続を行い、保護者の意見を生かした保育園舎の設計に着手するため、伯耆の国と連携を深め、公私連携協定書の作成に向けて保育の内容や運営についてしっかり協議をしてまいります。

3つ目は、健康長寿のまちづくりへの挑戦です。

南部町では、みんながいきいきと活躍し、心をつないで支え合う共生のまちづくりをテーマに、南部町地域福祉推進計画を進める中で、一人一人の健康と安心して暮らすことができる地域づくりに取り組みます。

まず、健康寿命を延ばすためには、自身の健康状態を知っていただいた上で状態に合った生活習慣を身につけていただくことが大切です。生活習慣病を病気の手前で見つけることができる特定健診と、がんを見つけることができるがん検診をより多くの皆様に受けていただきますよう願

っております。南部町の特定健診受診率は令和4年度に41%と、がん検診は県下では高い受診率となっています。子宮がんや乳がんの検診においては20%の受診率となっています。このことから、さらに受けやすい検診体制を整えるとともに、啓発にも力を入れていきたいと考えております。

また、特定健診を受けていただいた方の傾向から、南部町では塩分摂取量に課題があることが分かっています。西伯病院、鳥取大学、日本高血圧学会のお力をお借りしながら、民間事業所での減塩メニューの提案や、店内商品の組合せを提案することで気軽に減塩することができるよう取組を行います。

また、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、南部町地域福祉推進計画の実現に向けた取組を進めてまいります。これまで南さいはく地域振興協議会、東西町地域振興協議会、あいみ手間山地域振興協議会では、この計画の中心となる協議会ごとに設置される福祉推進事務局で議論を重ねるとともに、福祉コーディネーターを配置し、地域振興協議会の福祉機能の強化に向け取り組んでいただいています。健康福祉課では地区担当を2名配置して社会福祉協議会と連携し、各地域振興協議会に合った福祉の推進をサポートしてまいります。

貧困、子育て、高齢者、障がい、ひきこもりなど、個人や世帯が抱える課題は、複雑化、複合化する傾向がますます強くなっています。問題に横断的に対応するため、健康福祉課に総合相談窓口を設置しておりますが、相談件数も少なく十分に機能しているとは言えないと考えておりますので、新たに属性を問わない一体的な支援を行う重層的支援体制整備に取り組むことで、この複雑化、複合化した課題について横断的な支援機関で支援計画を立て、アウトリーチや参加支援を行うことで解決に導いていくことができるよう、包括的な支援体制を整えてまいりたいと考えています。

地域における日常的な支え合い活動と高齢になって不足しがちな集いの場の充実、そしてフレイル予防を同時に実現させたいという願いを込めた、いきいき百歳体操につきましては、スポーツネットとともに支援してまいります。

4つ目は、共生と防災のまちづくりへの挑戦です。

南部町では、南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例を制定し、令和4年に改定した南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画を基に、差別解消に係る施策・政策の推進に努めながら、人権尊重社会の実現を目指してまいります。

具体的には、人権を学ぶ機会としてセミナーやコンサート等を実施し、様々な人権問題を社会の問題として主体的に学ぶことができる学習機会を提供します。地域社会においては、人権学習

推進委員が地域振興協議会と連携しながら、人権を自分のことと気づき、考えることができる学習活動を支援してまいります。

こうした着実な施策を通して様々な人権課題を知り、主体的に学ぶことによって、現在もなお存在する部落差別をはじめとするあらゆる差別を解消するとともに、新たな差別をつくり出さない人権文化のまちづくりの実現を目指してまいります。

高齢者、障がい者が地域で暮らしていくために重要な機能である買物や医療などのための交通政策については、デジタル技術を活用した、バスよりも家の近くで乗り降りでき、タクシーよりも安く乗れるふれあいバクシーを昨年10月から南部エリアのふれあいバスにも広げており、これで北部、南部エリアを乗り継ぎなく移動することができるようになりました。また、ふれあいバスが利用できない東西町、天津地区の一部においては、日ノ丸バスの回数券購入費を助成することにより、ふれあいバスと同等の料金で乗ることができるようになりました。さらに、日ノ丸バスが運行する大袋路線にもバクシータイムの9時から15時の時間帯にはふれあいバスの乗り入れが可能となりました。これらの組合せによりおおむね町全域で同一料金での移動、バクシーの利用が可能となります。また、高齢者の方の運転免許を持ちながらも将来に備えた公共交通を利用促進するため、来年度にニーズ調査等を行い、具体的な施策を実施いたします。

今後、車両の小型化、キャッシュレス化等、利便性の向上を図ってまいりますので、町民におかれましては、一家に複数ある自家用車を1台減らしていただくことを目指し、まずはお試しに公共交通機関を御利用いただきますようお願いいたします。

南部町では、2050年までにゼロカーボンの実現を目標として取り組むこととしており、その実現のためには再生可能エネルギーの拡充が課題となっております。

そのため、長期目標としての2050年を見据えて、自治体新電力や町内外の企業と連携しながら、民間・公共施設における太陽光発電等の導入を目指すため、昨年度、南部町地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入計画を策定しました。今後は、本計画に沿って家庭、産業、運輸など、様々な側面で地域脱炭素を進めていくこととしており、公共施設への再エネ設備導入に加え、家庭・工場への再エネ・省エネ設備等の導入についてもより一層推進してまいります。

また、令和6年度には地球温暖化対策の推進に関する法律に規定する地方公共団体実行計画、区域施策編ですが、これの策定を予定しており、自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出量削減等の推進、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する方針を定めることとしております。

地域脱炭素を実現するためには、再エネ等の拡充のみならず、ごみの減量化も重要な取組であ

とを考えます。これまで本町では、3年計画であります南部町一般廃棄物減量化計画に基づき減量化に取り組んでまいりましたが、今年度、より中長期的な視点に立った南部町一般廃棄物処理基本計画を定めたところです。今後は、本計画に基づき町民の皆様一人一人が目標を持って取り組めるように、指標をお示ししてごみの減量化を進めてまいりたいと考えます。

平成26年度から運用開始した鶴田太陽光発電所は計画値以上の売電を行っており、令和5年中の売電金額は7,074万円となっており、計画以上の実績で推移しております。この売電収入を基に自然エネルギー導入に対する支援に取り組んでまいります。

本町も出資する南部だんだんエナジー株式会社では、令和3年度より環境省の公共施設の設備制御による地域内再生活用モデル構築事業に取り組んでおります。役場法勝寺庁舎や天萬庁舎、西伯病院、キナルなんぶ、西伯給食センター、西伯小学校、すみれこども園、総合福祉センターしあわせへの太陽光パネル設置、蓄電池の設置が完了しましたので、今後はエネルギーの地産地消に貢献できるものと期待しております。

地域、事業者、公共が連携して再生可能エネルギーの利活用、地域脱炭素化を進めることで、経済・社会・環境の3側面における新しい価値の創出・循環が可能となり、持続可能な地域社会が構築され、魅力あるまちづくりが実現することと考えます。

南部町の町全域が選定されている生物多様性保全上重要な里地里山は、人と自然とが関わりを持つ人の営みがなければ存在しない空間ですが、人口減少と高齢化が進み、自然との関わりは住む人の負担となってきています。

自然と共生し、里地里山の景観形成を促進してきた農業施策は、大別して次のとおり施策を推進していきます。一つは産業政策としての農業振興、もう一つは地域政策としての農地保全、農家維持の推進です。

まず、農業振興を産業として考えると、規模にかかわらず農業所得を増やし、経営体として成り立つようにすることが重要であり、そのための產品の高付加価値化や作業の効率化を追求していく施策が必要です。フルーツロード構想は南部町の特産であるフルーツを切り口に、農家所得を増やすため、施設栽培、加工、販売、観光、ブランディング、マーケティング等に複合的に取り組み、町内外から非農家を含め新たな担い手を呼び込もうとするものです。

一方で、自家消費や小規模販売で産業としては成り立たないが、農地維持、地域の環境保全、地域コミュニティ維持のための取組があります。これに対しては今後の地域の将来像を思い描き、農地をどのようにしていくのかを集落の皆さんで話し合っていただく地域計画が全ての基礎になります。町としましては、それぞれに応じた施策を展開してまいります。昨年発生したイネ

カメムシ被害は、産業としても、農地保全としても対応が必要な局地的な災害であると捉えています。町としても県と連携して防除を強化するため、防除体制の構築支援と併せて薬剤の購入支援を行います。

5つ目は、行財政改革への挑戦です。

人口減少、高齢者社会へ対応した持続可能な行政運営を目指すには、ヒト・モノ・カネ、そして情報という経営資源を有効的に確保し、住民満足度の高い行財政運営を行う必要があります。そのため、財政の改革は入るを量りていずるを制すにほかなりません。

入るについては、町独自の税収が伸びていく想定は現実的ではありませんので、公共料金審議会を通じた適切な負担の検証や公共施設の利用料金など、利用者負担の見直しを行うとともに、ふるさと納税等の新たな財源の確保に取り組みます。

ふるさと納税については昨年、総務省告示の改正に伴う募集基準等制度の見直しがありました。が、対前年約125%で、9,800万円を超える見込みがあり、また、初めて4社から合計620万円の企業版ふるさと納税を頂きました。新たなヒット商品を生むには至っていませんが、令和5年はふるさと納税の返礼品を約100品増やしてきております。今後も新たな返礼品の開発と企業への働きかけを行い、増額に努めてまいります。

一方、いずるについては、令和2年度に公共施設について個別施設整備計画を策定しておりますが、全体的に進捗していません。新年度は計画の見直しの時期に来ておりますので、個々の施設の廃止、存続、譲渡を明確に示し、行財政運営審議会でも公共施設の在り方について検証してまいります。

また、賃金上昇、定年延長、会計年度任用職員の処遇改善は人件費の増に直結します。しかし、地域の草刈りや道路の管理等、生活環境の維持、祭りや地域行事の担い手不足、子供の健やかな成長を脅かす困窮世帯や子供の貧困、ひきこもり、高齢者世帯や独居世帯の増加など、複雑で多様化する地域の課題は、経費削減のために単純に職員数を減らすというわけにもいきません。正職員、会計年度任用職員の職務や責任の分担、配置や適正数について少し時間をかけて抜本的に見直す必要がありますので、デジタル化の見通しと併せて検討してまいります。

行政人材の確保と資質の向上は特に重要と考えます。AIを活用したチャットサービス、ChatGPTを取り入れた横須賀市役所では、文書作成に2万時間以上の時間削減効果があったという報告がありますので、AIをアシスタントとした仕事の仕方、活用法を取り入れるなどにより生産性を向上します。

庁内業務へのデジタルの導入状況については、昨年、議会にモバイル端末を導入し、12月定

例議会から試行的に利用していますが、これによりペーパーレスを進めることができれば、膨大な議案書作成・配付に係る職員負担と経費の削減につながります。また、グループウェアと電子決裁・文書管理システムの統合、L G W A N パソコンでインターネットの閲覧や外部とのメールのやり取りが可能となるインターネット環境仮想化に今年度取り組んでいます。将来的にL G 環境仮想化、庁内L A N 通信の無線化が実現できると業務のペーパーレス化はかなり進み、資料作成にかかる時間の削減や迅速な情報共有、政策立案や意思決定を行うことができるようになります。さらに、米子市をはじめとする周辺自治体と同じベンダーの基幹システムに変更しましたので、窓口業務支援やR P A の活用などのデジタル化に取り組む自治体と連携しやすくなっています。

現時点においては、職員の皆さんが変化を実感できる部分はまだ少なく、負担感のほうが大きいかもかもしれませんが、今の過渡期を克服できれば、その成果により職員の皆さんの働き方改革ができ、ひいては住民サービスの向上に直結すると考えています。職員とデジタル化の意義を共有し、その果実を住民の皆様に戻元できるよう業務改善に取り組めます。

次に、特別会計及び企業会計の概要を説明いたします。

まず、国民健康保険事業を説明いたします。

南部町の国民健康保険の加入者数は、令和6年1月末現在、1,327世帯、2,050人で、総人口の20%を占めておりますが、年々減少しております。令和6年度の予算規模は13億2,640万円で計上いたしました。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤として地域住民の医療の確保と健康の保持・増進に大きく貢献してきました。しかし、制度が抱える構造上の問題に加え、国民生活や社会情勢の変化などに伴う財政基盤問題による赤字体質の課題を払拭することができず、厳しい状況が続いています。

そうした中、国民健康保険の安定的な運営を目指して平成30年度から県が財政運営の責任主体となりましたが、保健事業などの医療費適正化の主な実施主体はこれまでどおり市町村となりました。

納付金制度が導入されてからその年の医療費負担が会計運営に影響を直接与えることはなくなりましたが、高い医療費の推移は将来の納付金に反映され、会計運営が厳しいものになります。そのため、生活習慣病の早期発見・早期治療を目指し、令和6年度の目標として特定健康診査実施率を45%に、特定保健指導実施率を25%に、人間ドックの実施人数を300人に目標を設定し、効率的・効果的な保健事業を実施していくことで全体の医療費総額の削減に努めてまいり

ます。

後期高齢者医療は、保険制度の安定を目的に鳥取県後期高齢者医療広域連合を組織として運営をしており、町の特別会計では保険料を徴収し、負担金として支払っております。

保健事業においては、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業と一体的に実施してまいります。また、広域連合と連携し、医療費の適正化につながるよう取組を進めてまいります。

墓苑事業は、墓苑の維持管理費と利用墓地の手数料、償還に係る予算を計上しています。令和5年度は西伯墓苑の新規購入2件、返還1件で、空き区画は50件となっています。また、円山墓地については返還ゼロ件で、空き区画は9件でございます。引き続き広報活動を通じて空き区画解消に努めてまいります。

太陽光発電事業は、鶴田地区2.9ヘクタールに1.5メガワットの太陽光発電所を運営するための会計で、計画以上の実績で売電収益を上げています。新年度は7,100万円の売電収入を見込んでいます。収益は今後の維持管理のための基金積立てを行うほか、自然エネルギー導入への補助金などゼロカーボンに向けた施策に充当し、町民の皆様に還元してまいります。

次に、企業会計ですが、水道事業会計から説明をいたします。

令和6年度の水道事業会計は、事業収益2億1,607万3,000円としております。料金収入に影響する有収率の低下など、急激な老朽化は進んでいませんが、物価高騰の影響を大きく受ける中で、引き続き持続可能な水道経営を目指し、令和元年度に策定した経営戦略の更新計画に基づき、老朽施設の更新事業に取り組みます。

下水道事業につきましては、今まで3つの特別会計、これは農業集落排水事業、浄化槽整備事業及び公共下水道事業でございます。この事業を行ってきましたが、法適化に伴い、4月から公営企業会計の南部町下水道事業会計としてスタートいたします。また、令和6年度から東西町浄化センターの設備更新に向けて事業を進めてまいります。

次に、病院事業会計でございます。

令和6年度の病院事業会計には、今年4月1日に西伯病院内に設置する介護医療院の事業費を新規計上いたします。

このことにより、令和6年度病院事業収益は、23億5,740万3,000円、対前年比1億2,934万2,000円の減といたしました。介護医療院事業収益は、9,580万5,000円を計上いたしました。

人口減少、高齢化社会にあって地域包括ケアシステムは欠かせないものであり、自治体病院で

ある西伯病院には医療・介護の連携の中心としての役割を期待するところですが、4月1日に開設する介護保険施設、介護医療院さくらを通じて、日常的に介護と医療処置の両方を必要とする高齢者とその御家族に対して安心を提供してまいります。

昨年度、目標数値を掲げた経営強化プランを作成しておりますが、令和6年度は診療報酬、介護報酬、障害福祉サービス報酬の同時改定が行われる節目の年であります。これらの影響を分析しながら目標数値達成に向けて取り組む必要があります。

西伯病院を取り巻く環境は、4月から始まる医師の働き方改革、物価高騰、賃金上昇、医師の確保など、難しい課題が山積しておりますが、現場の業務効率化、生産性向上、また、現場の負担軽減を図るなど、働きやすい職場環境を整備することにより人材を確保するとともに、医療介護サービスの提供やオンライン診療など、デジタルを活用して医療DXを進めていきます。

西伯病院は昔も今も、そして将来にわたって地域になくてはならない貴重な医療資源ですので、地域に必要とされる病院であり続けるよう、引き続き病院と力を合わせて改革に取り組んでまいります。

在宅生活支援事業会計でございます。

令和6年度の在宅生活支援事業会計の事業収益は4,722万7,000円、対前年比35万3,000円の増といたしました。

コロナ禍において、訪問看護スタッフが多くの在宅療養者の健康観察を行いました。在宅生活支援事業の重要性を再確認したところですが、在宅療養者が増える一方でヘルパー等の介護人材の確保は今後さらに難しくなるものと予想されます。限られた人材で24時間365日対応、利用者満足度を上げるために勤務体制の見直しや、訪問時にタブレット端末を導入し、記録作成等の事務作業を軽減するなど、ICT化による業務効率化に取り組みます。

今後も在宅医療の中心的な役割として利用者のニーズに最大限対応できるよう、そして西伯病院ならではの精神科訪問看護にも対応可能という特徴を生かした事業展開を図ってまいります。

いずれの議案も特に町民の皆様の生活に深く関わり、町政の推進には重要な議案ばかりでございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、全議案とも御賛同いただき御承認賜りますようお願いを申し上げ、提案説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩をします。再開は午後3時5分といたします。

午後2時42分休憩

.....

午後3時05分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第6 報告第1号

○議長（景山 浩君） 日程第6、報告第1号、専決処分の報告についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。報告第1号、専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により南部町長の専決事項として指定された事項について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

次のページ、専決処分書でございます。地方自治法第180条第1項の規定により、南部町長の専決事項として指定された事項のうち、地方自治法の一部改正に伴い、当該法令の条項及び用語を引用する規定を整理するため、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、次のとおり専決処分をする。令和6年2月6日付でございます。

これは法改正に伴い、引用している条文の条ずれが起きましたので、これに対応するものでございます。

改正条例の施行は、令和6年4月1日からとしております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第1号、専決処分の報告についてを終わります。

日程第7 議案第1号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第1号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてです。

次のとおり鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置を廃止することに関し協議することについて、地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2

第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

情報公開及び個人情報に関する開示決定の処分等に対する審査請求に係る審査会の機能については、令和6年度から鳥取県へ事務委託することで関係機関と調整し、準備が整ったところです。このことに伴って、現在7町村、南部箕蚊屋広域連合及び一部事務組合で共同設置している鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会の廃止に関して協議することについて、議会の議決を求めるものでございます。

経過としましては、令和5年4月の個人情報保護法の改正に伴い、鳥取県主導で各町村で設置している個人情報保護審査会について県内共同設置が実施されました。その際、各町村からは情報公開審査会についても同様に県内共同設置を要望する声がありましたが、令和5年4月実施には至りませんでした。その後、鳥取県が各町村の要望に応える形で令和6年4月から事務委託の準備が整ったものでございます。

廃止に関する協議書案については、別紙に記載のとおりでございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第1号、鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会共同設置の廃止に関する協議についてを採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号 から 日程第39 議案第33号

○議長（景山 浩君） お諮りします。この際、日程第8、議案第2号、令和5年度南部町一般会計補正予算（第8号）から、日程第39、議案第33号、町道路線の認定についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 8、議案第 2 号から日程第 39、議案第 33 号までの提案説明をお願いします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。そういたしますと、令和 5 年度の一般会計補正予算書（第 8 号）のほうで説明させていただきます。御準備をお願いします。よろしゅうございますか。

議案第 2 号

令和 5 年度南部町一般会計補正予算（第 8 号）

令和 5 年度南部町の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 93,687 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,227,735 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更及び廃止は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 6 日

提出 南部町長 陶山 清 孝

令和 6 年 3 月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

そういたしますと、5 ページをお願いします。第 2 表、繰越明許費でございます。2 款総務費、1 項総務管理費、事業名、CATV 施設管理、金額 647 万円から 7 款土木費、2 項道路橋梁費、事業名、町道江原八金馬佐良線ほか 5 路線改良事業、金額 1,862 万 6,000 円まで計 10

事業、総額１億１，０８２万５，０００円の事業繰越しをお願いするものでございます。

第３表、お願いします。債務負担行為補正です。１、追加といたしまして、南部町介護研修施設指定管理料、期間は令和６年度から令和１０年度、限度額は６８９万円。南部町地域農産物加工施設めぐみの里指定管理料、期間は令和６年度から令和８年度、限度額は８５０万２，０００円です。

６ページをお願いします。第４表、地方債補正です。１、変更といたしまして、本年度予算計上した各事業の起債限度額を、決算見込みによりそれぞれ限度額の変更を行うものでございます。総額で起債限度額１億７７０万円を１億１４０万円へ減額いたします。起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

７ページです。２、廃止といたしまして、２事業について起債が不用となったため廃止するものでございます。

続いて、予算に関する説明を行います。歳出予算から御説明します。１７ページをお願いします。主なものを御説明してまいります。今回の補正は事業の決算見込みによる不用額の減額や人件費の調整などが主なものとなっています。人件費に係るものにつきましては、後ほど給与費明細書にて御説明をいたします。

それでは、１７ページ、２款総務費、１項総務管理費、８目基金管理費は７７７万５，０００円増額し、１億３，１７４万８，０００円とするものです。これにつきましては森林整備促進事業の実績によりまして余剰額を森林整備基金に積み立てるものと、併せてがんばれふるさと寄付金の増額見込みにより積立金と必要経費を増額するものでございます。

１８ページをお願いします。同じく１３目諸費でございます。８２０万４，０００円増額し、６，８９４万８，０００円といたします。これは固定資産税の課税誤りにより過誤納金の還付を行うものでございます。

１９ページをお願いします。３款民生費、１項社会福祉費、４目高齢者福祉費は６０１万２，０００円増額し、２億４，３０８万２，０００円とするものです。南部箕蚊屋広域連合に支払います町村負担金の実績見込みにより増額するものでございます。

続いて、２１ページをお願いします。４款衛生費、４項病院費、１目病院費は７２３万１，０００円増額し、６億８０６万６，０００円といたします。これにつきましては不採算地域の中核的な病院の機能維持に要する経費につきまして、実績に基づき補助金を増額するものでございます。

２２ページをお願いします。４款衛生費、５項上水道費、１目上水道費は３０１万円増額し、

4, 037万円といたします。老朽管更新工事における消火栓更新経費の実績額に対しまして補助金を増額するものでございます。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費は2, 164万1, 000円を減額し、3億1, 389万2, 000円といたします。各種補助事業の実績見込みによる不用額を減額するものでございます。

24ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路維持費は2, 250万4, 000円増額し、1億261万5, 000円といたします。町道の除雪の実績及び必要見込み分を増額いたすものでございます。

続いて、歳入を御説明いたします。10ページをお願いします。こちら主なものを説明してまいります。2款地方譲与税から11ページ、8款自動車税交付金までは本年度におけます国からの交付額の決算見込みによりまして所要の補正を行うものでございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税は1億5, 539万7, 000円増額し、37億7, 459万1, 000円とするものです。普通交付税は交付決定額による増額となります。特別交付税は交付見込額を増額するものでございます。

12ページをお願いします。14款国庫支出金から15款県支出金までは歳出側の事業の実績見込みに伴う国、県支出金の減額となります。

14ページをお願いします。17款寄附金、1項寄附金、2目がんばれふるさと寄付金は300万円増額し、9, 800万円といたします。ふるさと寄付の受領見込みによる寄附金の増額となります。

15ページをお願いします。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億5, 000万円を皆減といたします。2目減債基金繰入金7, 988万5, 000円減額し、3億3, 811万5, 000円、続いて4目さくら基金繰入金667万2, 000円を増額し、2, 708万円といたします。こちらにつきましては地方交付税の増額等により当初見込んだ基金の取崩しが不用となったものや、歳出の事業実績に伴うものでございます。

19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は2, 658万6, 000円を前年度繰越金として増額し、2億6, 213万7, 000円といたします。

16ページをお願いします。21款町債につきましては総額で1, 890万円を減額し、3億3, 570万円とするものです。これは先ほど申し上げました第4表の地方債補正でお示したものでございます。

次に、29ページをお願いします。29ページからは給与費の明細書をつけております。1、

特別職でございます。その他の特別職の報酬、これにつきましては農業委員、農地利用最適化推進委員、選挙管理委員会委員の報酬を実績により257万円増額をいたします。

30ページをお願いします。2、一般職でございます。給与費と共済費合わせまして、実績見込みによりまして1,677万円を減額いたします。31ページは内訳となります。

加えて、32ページにつきましては、会計年度任用職員以外の給料及び職員手当の増減額の明細になっておりますので、お読み取りをいただきたいと思います。

33ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度末現在高見込額は、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債合わせまして、59億8,646万4,000円の見込みでございます。

以上、御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。それでは、国民健康保険の補正予算を説明させていただきます。補正予算書を御準備ください。よろしいでしょうか。1ページを御覧ください。

議案第3号

令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和5年度南部町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ27,901千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,408,163千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年3月 6日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

それでは、2ページを御覧ください。一番下ですけれども、第2表です。繰越明許費になっております。8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、事業名は一般被保険者保険税還付事業になります。41万円の繰越しをお願いするものになります。

続きまして、歳出を説明させていただきます。5ページを御覧ください。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費です。2,300万円を減額し、9億575万9,000円とするものです。実績見込みによる減額になります。

同じく3目一般被保険者療養費です。350万円を減額し、233万6,000円とするものです。同じく実績見込みによる減額になります。

6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。275万円を減額し、957万4,000円とするものです。委託費の実績見込みによる減額になります。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金です。36万8,000円を増額し、131万8,000円とするものです。固定資産税の課税誤りによる国保税の返還金になります。

8款諸支出金、2項繰出金、1目直営診療施設勘定繰出金です。600万4,000円を増額し、600万5,000円とするものです。西伯病院の行う保健事業や運営に要する額の確定による増額になります。

続きまして、歳入を説明します。4ページを御覧ください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。2,324万5,000円を減額し、11億248万9,000円とするものです。保険給付費や健診委託料の減額によるものと、西伯病院の特別交付金の増額によるものになります。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。465万6,000円を減額し、9,571万1,000円とするものです。こちらは実績見込みによる減額になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

続きまして、後期高齢になります。同じく後期高齢の予算書で説明させていただきます。1ページを御覧ください。

.....

議案第4号

令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和５年度南部町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，８６６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１８６，６６６千円とする。

２ 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月 ６日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

令和６年３月 日

決 南部町議会議長 景 山 浩

.....
それでは、歳出から説明させていただきます。５ページを御覧ください。２款分担金及び負担金、１項広域連合負担金、１目広域連合分賦金です。３５１万４，０００円を増額し、１億７，５６０万２，０００円とするものです。広域連合に支払う保険料の負担金の増額によるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。１款後期高齢者医療保険料、１項後期高齢者医療保険料、１目後期高齢者医療保険料です。４６７万２，０００円を増額し、１億２，１１０万９，０００円とするものです。普通徴収の保険料の増額によるものです。

４款繰入金、１項繰入金、１目一般会計繰入金です。１２２万円を減額し、５，７０２万９，０００円とするものです。基盤安定繰入金の減額によるものです。

以上でございます。御審議よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、私のほうからは公共下水道事業特別会計の補正予算について御説明をしたいと思います。補正予算書のほうで御説明をしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、１ページ目を御覧ください。

.....
議案第５号

令和５年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）

令和５年度南部町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ77千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ220,060千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用する事ができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和6年3月 6日

提出 南部町長 陶山 清孝

令和6年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

今回の補正は、消費税中間申告分の納付額の不足が見込まれるため、維持管理費から予算の組換えを行うこと、1村2町共同の移動式脱水車の更新事業において、半導体不足等の影響により積載用の車両の製作に不測の日数を要したため年度内に納車が困難となることから、更新に伴う町村負担金の繰越しをお願いするものでございます。

それでは、繰越明許費について御説明します。2ページをお願いします。2ページの下の方になります。第2表、繰越明許費。1款総務費、1項総務管理費、事業名は維持管理費で、金額は2,723万4,000円になります。

次に、歳出について御説明します。4ページの下段をお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は30万円増額し、1,439万3,000円とするものです。

2目維持管理費は22万3,000円減額し、1億558万2,000円とするものです。

次に、歳入についてです。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金は7万7,000円増額し、7万7,000円とするものです。これは前年度繰越金になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計の補正について説明をさせていただきます。補正予算書を御準備ください。よろしいでしょうか。1ページを御覧ください。

.....

議案第6号

令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度南部町の南部町太陽光発電事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,568千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75,668千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月 6日

提出 南部町長 陶山清孝

令和6年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....
それでは、歳出から説明させていただきます。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。131万6,000円を増額し、2,609万2,000円とするものです。委託料の減額と基金積立金の増額によるものです。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。25万2,000円を増額し、1,867万2,000円とするものです。一般会計への繰出金の増額によるものです。

次に、歳入について説明させていただきます。3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金です。374万1,000円を増額し、374万2,000円とするものです。前年度の繰越金になります。

4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入です。217万3,000円を減額し、7,191万4,000円とするものです。売電収入の実績による減額を見込んでおります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、水道事業会計の補正につきまして補正予算書のほうで御説明をいたします。よろしいでしょうか。それでは、1ページ目を御覧ください。議案第7号、令和5年度南部町水道事業会計補正予算（第3号）。

総則。第1条、令和5年度南部町の水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

収益的収入。第2条、令和5年度南部町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額

を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益60万7,000円減額し、2億1,786万4,000円とするものです。内訳は、第2項営業外収益60万7,000円減額し、5,542万3,000円とするものです。

資本的収入。第3条、予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款資本的収入361万7,000円増額し、4,567万円とするものです。内訳は、第2項出資金361万7,000円増額し、1,067万円とするものです。今回の補正は、生活支援等目的とした水道料金の基本料金全額免除額の実績による町からの補助金の減額と、西町で進めております老朽管更新工事に伴う消火栓更新に要する経費が増えたことによりまして、町からの補助金の増額を行うものでございます。

それでは、補正予算明細書で御説明をいたします。12ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入です。1款水道事業収益、2項営業外収益、3目他会計補助金60万7,000円減額し、2,869万9,000円とするものです。

次に、13ページを御覧ください。資本的収入及び支出の収入です。1款資本的収入、2項出資金、2目他会計補助金361万7,000円増額し、1,067万円とするものです。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者でございます。私のほうからは病院事業会計補正予算及び在宅生活支援事業会計補正予算について御説明をさせていただきます。

最初に、病院事業会計補正予算の別冊の資料を御覧いただきたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、議案第8号、令和5年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）、補正予算の概要を説明させていただきます。1ページを御覧いただきたいと思います。

総則。第1条、令和5年度南部町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款病院事業収益、第2項医業外収益を1,746万6,000円増額し、5億9,978万8,000円とし、病院事業収益を25億1,065万7,000円とするものであります。

次に、支出ですが、第1款病院事業費用、第1項医業費用を52万8,000円増額し、24

億3,001万9,000円とし、病院事業費用を24億8,726万9,000円とするものであります。

2ページをお願いします。資本的収入及び支出についてでございます。第3条、予算第4条に定めた本文括弧書きを、（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億4,522万4,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款資本的収入、第1項補助金を487万3,000円増額し、1億8,035万5,000円とし、資本的収入を2億1,921万5,000円とするものであります。

内容を説明させていただきたいと思います。8ページをお願いしたいと思います。今回お願いします補正予算の内容ですが、まず収益的収入及び支出についてですが、収入の他会計補助金について当初予算に盛り込んでおりませんでした保健事業及び救急患者受入体制支援事業に係る国保調整交付金、合わせて541万1,000円を追加するとともに、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等支援事業補助金482万4,000円及び病床稼働実績に伴う町からの病院運営補助金723万1,000円を増額するものであります。

また、支出につきましては、介護医療院開設に係る会計システムの変更に伴う変更委託料52万8,000円をお願いするものであります。

続きまして、9ページをお願いいたします。資本的収入及び支出についてですが、新たに整備する人工呼吸器及び高感度インフルエンザ検査機器等の財源として、国保調整交付金59万4,000円及び県の新型コロナウイルス感染症医療体制充実等補助金427万9,000円を増額するものであります。

4ページ以降に補正予算の実施計画書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表等を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、在宅生活支援事業会計補正予算について御説明をさせていただきます。別冊の資料をお願いしたいと思います。

まず、1ページを御覧いただきたいと思います。南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第2号）。総則。第1条、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出。第2条、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款在宅生活支援事業費用、第2項特別損失に236万1,000円を計上し、在宅

生活支援事業費用を4,948万5,000円とするものであります。

内容につきましては、7ページを御覧いただきたいと思います、飛びまして。見積書のほうで説明をさせていただきます。7ページの在宅生活支援事業費用のところですが、過年度損益修正損として236万1,000円をお願いしているものでございます。これにつきましては令和5年9月に実施された介護保険法第24条の規定に基づきます運営指導結果を踏まえ、訪問看護に係る過年度の介護給付費及び利用者負担金236万1,000円を自主返還するものでございます。

3ページ以降に補正予算の実施計画書、キャッシュ・フロー計算書、貸借対照表を記載しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、審議のほど、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書のほうを御用意申し上げます。よろしいでしょうか。4ページをお願いいたします。議案第10号、南部町情報公開条例等の一部改正についてです。

次のとおり南部町情報公開条例等の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

南部町情報公開条例、南部町議会の個人情報の保護に関する条例及び個人情報の保護に関する法律に基づいて行った開示決定等について、当該処分を不服として審査請求があった場合には、現在は西部町村及び一部事務組合等で共同設置している鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会を諮問先としています。このたび、鳥取県との協議によりそれぞれの法令に基づく合議制の機関に係る事務について鳥取県へ事務委託することとなったため、当該諮問先を変更するものです。各条例中に規定されている諮問機関について、当該条例の改正を一括して行います。

なお、鳥取県の組織改正等の影響を受けないよう、改正後における条例中の諮問先機関名は固有名詞ではなく、地方自治法第138条の4第3項に規定する審査会とするものです。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。御審議よろしく願いいたします。

続きまして、6ページをお願いいたします。議案第11号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは常勤特別職の期末手当及び給料月額を改定するため、条例の一部を改正しようとするものです。

期末手当につきましては、国の法改正に準じて改定します。具体的には、現在の支給率100分の165を100分の170に改定するものです。

給料月額につきましては、鳥取県西部地区特別職報酬等審議会及び南部町特別職報酬等審議会の答申に基づいて次のとおり改定します。町長81万円を81万4,000円、4,000円の増でございます。副町長64万8,000円を65万1,000円、3,000円の増でございます。教育長及び病院事業管理者60万7,500円を61万1,000円、3,500円の増でございます。以上でございます。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、8ページをお願いいたします。議案第12号、南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町議会議員及び南部町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは公職選挙法施行令の一部改正により、国会議員の選挙における選挙運動費用の公費負担について、一部費用の限度額の引上げが行われたことから、町議会議員及び町長の選挙運動の公費負担額についても同様の改正を行うため、条例を改正しようとするものです。

具体的には、次の3点を改正します。選挙運動用自動車の借受け契約に関する限度額を日額1万5,800円を日額1万6,100円とします。選挙運動用自動車の燃料供給契約に関する限度額を日額7,560円から日額7,700円とします。選挙運動用ビラの作成に関する限度額を1枚当たり7円51銭から1枚当たり7円73銭へそれぞれ改定いたします。

この条例は、令和6年4月1日から施行することとし、改正後の規定は施行日以降に期日を告示される選挙について適用することとします。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、10ページをお願いいたします。議案第13号、南部町がんばれふるさと寄付条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町がんばれふるさと寄付条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは寄附金を財源とする事業の追加を行うため、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、寄附金を財源とする事業を規定している第2条に南部町国民健康保険西伯病院の

医療環境充実に支援する事業を追加します。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としています。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、12ページをお願いいたします。議案第14号、南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町営バスの管理及び運行に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは町営ふれあいバスの運行エリアを変更するため、条例の一部改正を行おうとするものです。

具体的には、次の2点について改正を行います。現在、安来市須山にバス停を設置しておりますが、安来市との協議によりこれを廃止することとして調整をしております。このことに伴って定時定路線運行の伐株線の起点及び主な経過地を改正します。

次に、予約型区域運行エリアを拡大するため、新たに東西町コミュニティセンター、境、坂根の追加と、先ほど説明した安来市須山を予約型区域運行エリアから削除します。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。御審議よろしくお願いいたします。

続きまして、14ページをお願いいたします。議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町コテージ条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これはコテージの安定運営を目指し、利用料を改定するため、条例の一部改正を行おうとするものです。

具体的には、次の2点について改正を行います。利用料金については、指定管理者が町長の承認を得て定める額の範囲を別表に掲げる基準率の0.5から1.5を乗じて得た額までとしておりますが、改正案では繁忙期と閑散期の流動性の幅をより広げるため、0.5から2.0までを乗じて得た額までに改正します。

次に、基準額を定める別表の改正を行います。現行は既存棟である3番館、5番館及び7番館は4人以下は同額の利用料金とし、リニューアル棟である1番館、2番館、4番館、6番館は1人利用から6人利用までそれぞれの利用料金としております。

改正案では繁忙期と閑散期の利用人数による料金設定の幅を広げるため、既存棟についてもリニューアル棟と同様に1人利用からの料金とし、基準額は1泊1棟当たりの利用人数での表示とします。

また、異なる設定となっておりました子供料金については、3歳以下は利用料を徴しない、小学生以下半額に統一します。

リニューアル棟の1人利用は現行1万2,000円としていますが、改正案では1万8,000円とし、2人利用と同額とします。これは1人利用の実績が少ないこと、また、要する経費も2人利用と変わりがないことからこのように改正をするものです。

この条例の施行日は、令和6年4月1日とし、施行日以降の利用について適用とすることとします。御審議よろしくをお願いします。

続きまして、17ページをお願いします。議案第16号、南部町病院事業の設置に関する条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町病院事業の設置に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

介護保険法の改正による介護療養型医療施設の廃止に対応するため、西伯病院の介護療養型医療施設を介護医療院に機能転換することとし、介護医療院事業を病院事業の附帯事業とする条例の一部改正を行おうとするものです。

具体的には、第2条第4項に新たな附帯事業として介護医療院事業を規定します。名称は西伯病院介護医療院さくら、定員は16人でございます。そのほか介護医療院事業の規定に伴う用語の整理のため、別表等の改正を行います。

この条例の施行日は、令和6年4月1日とし、施行日以降の利用について適用することとします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、20ページでございます。議案第17号、南部町老人憩の家条例の廃止についてです。

次のとおり南部町老人憩の家条例を廃止することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは南部町老人憩の家がその設置の役割を終えたこと及び城山区と建物の譲渡について協議が調ったことにより、条例を廃止しようとするものです。令和6年4月1日以降は、城山区管理の下、集会所として使用する予定でございます。

この条例の施行日は、令和6年4月1日としております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） お諮りいたします。本日の会議は、会議規則第25条第2項の規定によ

り、これで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決定いたしました。

明日7日の会議に議事を継続いたします。定刻より引き続き議案審議を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後4時03分延会
